

# 京都府舞鶴市地域おこし協力隊 募集要項



海の京都

新しいことがドンドン生まれる舞鶴で、  
「オモロイ」を  
つなぎ、創り、広げていく活動をして  
いただける人を募集します



## 舞鶴市について

活動いただくフィールドは舞鶴市内全域です。

京都府北部に位置する舞鶴市は、自然の地形に恵まれた天然の良港があり、

海と港を核として歩んできたまちです。

下の地図にあるように、大きく4つに地域わけすると、

加佐地区には農村、大浦地区には漁村があり、自然と共存しながら暮らしている地域です。

東地区・西地区はそれぞれにJRの駅や高速道路のICがあり、まちなかと農漁村がつながるエリアで、

東地区には、約120年前に海軍鎮守府が設置され、明治・大正時代に軍需品等の保管倉庫として建てられた赤れんが倉庫群は「赤れんがパーク」として人気の観光地になっています。

西地区は、かつて田辺藩の城下町として栄え、歴史ある神社仏閣など、数多くの史跡が残っています。

また、国内外からのクルーズ客船の寄港地として定着するなど、さらに注目度が上がっています。

そんな舞鶴市では、自分のやってみたいことを実践する人が少しずつ増えてきました。

ただ、まだまだ知る人ぞ知る、もしくは知られていないこともあります。

また、あの人とあの人がつながったら…何人かできつなればもっと面白い！ということも。

新しいことがドンドン生まれる舞鶴で、

「オモロイ」を

つなぎ、創り、広げていく活動を一緒にやってみませんか？

今回、東地区にある赤れんがパークを運営している㈱ウッディーハウスが受入事業者（※）となって市役所と一緒に協力隊活動のサポートをします。

※受入事業者：人脈づくりや起業・就業のノウハウの教示等、協力隊の活動サポートを行う事業者



活動内容は、

「移住・定住促進活動」と「地域活性化活動」の2つで、  
具体的な活動事例は以下のようなものです。

任期終了後もイメージしながら、あなたの「やりたい」を  
実践するフィールドにしていきましょう。

## ■移住・定住促進活動 地域連携型移住促進

舞鶴市へ移住したい人、帰ってきたい人たちがスムーズに情報を得て安心して移住・定住しやすいように、地域の様々な人を巻き込みながら移住環境を整え、地域の人たちにも舞鶴の良さを再認識してもらう活動です。



① 西地区への移住促進

空き家が増えてきている地域に入っ  
て、地域の人に移住者を受け入れる  
体制づくりの支援。



②市職員と協働して移住者を増やす

市職員と一緒に移住希望者向け  
イベントへ参加したり、市内案内・  
地域面談等への参加。HP や SNS を  
使って地域の魅力発信。



③現役隊員と協働して移住促進

現在活動中の隊員と一緒に市内の  
学生たちに、自分の地域のことを  
知る機会をつくる活動の企画運  
営。探究授業への参加。

## ■地域活性化活動 舞鶴ファンの創出

舞鶴には素晴らしい地域資源がたくさん眠っています。その地域資源に新たな切り口で光を当て、観光資源とし、赤れんがパークなどの観光施設を訪れる観光客にうまく届け、市内全域を巡ってもらい、舞鶴に長期滞在する人、ひいては舞鶴ファンを増やす活動です。



①めぐる仕掛けづくり（東地区）

- ・ JR 東舞鶴駅から赤れんがパークへのルート沿いのスポットを巡る仕掛けづくり
- ・ ルート沿いに民泊を立上げ、運営



②めぐる仕掛けづくり（西地区）

- ・ 城下町の歴史巡りと港に発着するクルーズ船とをかけ合わせた周遊型観光の活性化
- ・ 商店街の新たなスポットづくり



③舞鶴の食のおいしさを伝える

赤れんがパーク内で定期開催している市民参加型バザールと並行して、舞鶴産の野菜や魚介類を販売するファーマーズマーケットの立ち上げ、運営

## 募集対象

(以下の①～⑧をすべて満たす人)

- ①次に掲げる要件のいずれかに該当し、舞鶴市地域おこし協力隊隊員として認定後、舞鶴市へ生活の拠点を移すとともに、住民票（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条に規定する住民票をいう。）を異動する意思のある人
  - ア 現住民票所在地から本市へ転入する際の地域要件が、総務省が定める「地域おこし協力隊員の地域要件」に該当する人
    - ※地域要件の詳細については、総務省「地域おこし協力隊」のウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。  
([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000717676.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf))
  - イ 本市以外において地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が 2 年以上あり、かつ活動期間終了後 1 年以内の人
  - ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）の参加者としての活動経験が 2 年以上あり、かつ、JET プログラムを終了した日から 1 年以内の人
  - エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない人
- ②普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない人
- ③基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、パワーポイントでの必要書類の作成等）のほか、SNS 等 W E B を用いた情報発信ができる人
- ④心身共に健康で、市・受入事業者・住民と協力しながら意欲と情熱を持って活動内容に掲げるような地域おこし活動に継続して取り組み、地域行事等にも積極的に参加できる人
- ⑤地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる人
- ⑥地域おこし協力隊としての活動期間終了後も起業又は就業して舞鶴市に定住しようとする意欲を持つ人
- ⑦日常生活や活動において意思疎通に支障のない程度の日本語の語学力がある人
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体またはそれらの構成員に該当しない人

待遇

募集人員	1名
市との雇用関係	なし（市と委託契約を締結）
報酬等	233,000円／月 活動日数が20日／月に満たない場合は、11,650円／日を日割り計算により支給。 ※賞与・昇給・退職金なし
活動時間	原則7時間45分／日 Ex.)8時30分から17時15分（うち12時～13時は休憩時間）
活動日数	原則20日間／月 ただし活動内容により、市が調整が必要と認める場合、隊員と協議のうえ調整
活動地	原則舞鶴市内全域
待遇	<p>(1) 住居 住居費（家賃・敷金・礼金・駐車場代）については、予算の範囲内で市が負担（家賃は月額40,500円を上限）。なお活動期間中の住居は、各自で準備。 ※着任の際の転居に係る引越し費用、食費、光熱水費、通信費、生活に係る備品費、自治会費等は全て隊員負担。</p> <p>(2) 活動車両 隊員の私用車を活動車両として借上げ、20,000円/月を借上料として支払う。また、実績に応じ、平均燃費7km/Lとして、石油燃料供給単価に準じた燃料費を支払う。</p> <p>(3) 活動に必要な備品（事務機器等） 私用物の借上げとなります。電話・パソコン等を活動で使用される場合は、上限10,000円/月（通信費込）を借上料として支払う。</p> <p>(4) 旅費 活動に関連して出張等を行う場合、市と協議のうえ、予算の範囲内で旅費を支給。</p> <p>(5) 健康保険・年金 国民健康保険・国民年金に加入（保険料は隊員負担）。</p> <p>(6) 雇用保険 雇用関係は発生しないため、雇用保険には加入しない。</p> <p>(7) 傷害保険 傷害保険に加入（保険料は市が負担）。</p> <p>(8) その他活動に必要な経費 協議のうえ、予算の範囲内で市が負担。</p>
身分・期間	<p>(1)「舞鶴市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、舞鶴市地域おこし協力隊員として、市長が認定。</p> <p>(2)隊員は、市の認定に基づき、移住・定住促進、地域活性化活動に対する報償として舞鶴市地域おこし協力隊設置要綱第7条に基づく報償金の支給を受けるものとし、隊員と舞鶴市の雇用関係は存在しない。</p> <p>(3)初年度の認定期間は、認定の日からその年の年度末までとする。その後は勤務成績が良好な場合、再度任用するものとし、1年更新で、最長3年間（認定日から3年後まで）延長するものとする。</p>

## 応募・選考の流れ

地域おこし協力隊は制度上「都市部の若者等が過疎地域等に移住する事」となっておりますので、舞鶴市とご応募いただく人の住民票がある市町との地域要件が合うか確認させていただきます。まずは事前にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

### **応募〆切：2024年1月31日（水）17時（必着）**

#### ① 一次選考（書類選考・WEB面接）【2月1日（木）～5日（月）予定】

提出いただいた資料に基づき書類選考

書類選考通過者にはその後、WEB(zoom 予定)で個人面接（別途連絡）。

#### ② 二次選考（舞鶴まち訪問・受入事業者訪問）【2月8日（木） or 11日（日）予定】

舞鶴のまちの現地案内や(株)ウッディーハウス（受入事業者）に訪問。

※交通費等は応募者負担

#### ③ 三次選考（プレゼンテーション審査・個人面接）（2月23日（金・祝）予定）

プレゼンテーション審査・個人面接（会場：舞鶴市）。

時間・場所は、二次選考後にメールにて連絡予定。

※交通費等は応募者負担（海外在住者など現地に赴くことが困難な場合は、要相談）

#### ④ 選考結果の通知

選考結果は、各選考終了後応募者全員にメールで通知。

※選考の経過および結果についての問合せは応じられない。合格者がいなかった場合は再度募集。

## 2024年 春 隊員認定予定

### ※注意事項

- 応募書類の記載ならびに選考期間中の発言等に虚偽があった場合は、失格となる場合あり。
- 選考・転入時にかかる本市までの交通費、引越しに必要な費用は、隊員負担。

### 【お問合せ・応募先】

舞鶴市役所政策推進部 移住・定住促進課 担当：福田

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

電話：0773-66-1085（移住・定住促進課直通）

（平日8時30分～17時15分）

Email：iju-teiju@city.maizuru.lg.jp

